

三重県障がい者スポーツ推進委託事業
身体障がい者スポーツ選手の発掘・育成事業
貸出規程

(目的)

第1条 三重県厚生事業団が、三重県身体障害者総合福祉センター（以下、当センターという）に保管する競技用車いす（レーサー、車椅子バスケットボール用、車いすテニス用）及び足部を新たにスポーツに取り組む競技者等に貸し出すことにより、県内の身体障がい者スポーツ選手の発掘・育成を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 競技用車いす及び足部の貸出を受けることができる対象は次のとおりとする。

- (1) 三重県内に在住、在勤及び在学のいずれかを有する個人
- (2) その他、三重県厚生事業団スポーツ担当理事が特に必要と認めた個人等

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、1ヶ月以内とする。ただし、三重県厚生事業団スポーツ担当理事が必要と認める場合は、2週間を限度としてその期間を延長することができる。

2 当センターの事業等での使用が重なる場合は、その期間、貸出を停止する。

(貸出費用)

第4条 競技用車いす及び足部の貸出費用は、無料とする。

(貸出申請)

第5条 競技用車いす及び足部の貸出を受けようとするもの（以下「借用者」という）は、当センターに予約後、すみやかに借用願いを提出すること。

2 借用期間が重複した場合、当センターに先に予約した者を優先する。ただし、借用期間が長い場合は、調整を依頼する場合がある。

3 足部に関しては、選手に応じて理学療法士、義肢装具士等によるフィッティング等を行うため、予約後、多少の時間を要することを了承のうえ、申請すること。

(点検等)

第6条 当センターは、競技用車いす及び足部について、定期点検のほかに借用者に貸し出す前に、動作や安全性等についての点検をするものとする。また、借用時、返却時には、借用者とともに競技用車いすの点検をするものとする。

2 借用期間中に発生した事故について、当センターは責任を負わない。

(貸出物の運搬)

第 7 条 競技用車いす及び足部を借用者が使用する場所までの運搬手段は、借用者の責任において運搬するものとする。

(破損または紛失)

第 8 条 借用者は、善良な管理者の注意義務を負うものとし、借用者の不注意により競技用車いす及び足部の破損、または紛失した場合は借用者にて弁済すること。

(転貸の禁止)

第 9 条 借用者は、競技用車いす及び足部を他に貸してはならない。

(貸出の制限)

第 10 条 借用者が本規程に違反した場合、当センターは当該借用者に対して、それ以降の貸し出しを制限することができる。

(補足)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は三重県厚生事業団スポーツ担当理事が別に定める。

附則

この規程は平成 28 年 12 月 15 日から施行する。